

## 株券電子化に伴う特別口座開設等に関する公告

平成 20 年 11 月 17 日

株主及び登録株式質権者各位

大阪市北区大淀中一丁目 1 番 30 号  
ダイハツディーゼル株式会社  
代表取締役社長 古川 與四郎

当社は、平成 20 年 7 月 23 日開催の当社取締役会決議により、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号) (以下、「決済合理化法」といいます。) 施行後の株式等振替制度 (株券電子化制度) に関して、発行する当社普通株式を振替機関である株式会社証券保管振替機構 (以下、「機構」といいます。) が取り扱うことに同意いたしました。

つきましては、決済合理化法附則第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり公告いたします。

### 記

#### 1. 特別口座の開設及び記録を行うための通知

当社は、決済合理化法の施行日において、機構をご利用になっていない株式に係る株主及び登録株式質権者の皆様の権利を保護するため、その氏名又は名称、ご所有の当社普通株式の株式数等、決済合理化法附則第 8 条第 5 項に規定する事項を機構に通知いたします。

#### 2. 特別口座を開設する口座管理機関

当社は、決済合理化法附則第 8 条第 4 項前段の規定による口座の開設の申出を、次の口座管理機関に行い、特別口座を開設いたします。

大阪市中央区北浜二丁目 4 番 6 号  
株式会社だいこう証券ビジネス

以上

(注)「特別口座」とは、株券の電子化に伴い、株式会社証券保管振替機構に預託されていない株券について、株主の権利を確保するために、発行会社 (当社) が口座管理機関と契約を締結して株主名簿上の株主名義で開設する口座をいいます。